



# P&I 特別回報

第 16-002 号  
2016 年 5 月 12 日

## 日本船主責任相互保険組合

外航組合員各位

### 1996年インタークラブ・ニューヨーク・プロデュース・エクスチェンジ・アグリーメント (2011年9月改訂)[2011年アグリーメント]の使用促進のための備船契約条項案

1996年インタークラブ・ニューヨーク・プロデュース・エクスチェンジ・アグリーメント(2011年9月改訂)[2011年アグリーメント]は、New York Produce Exchange (NYPE)書式、Asbatime書式の備船契約、またはこれらの備船契約のもとで同意された運送契約から生じるカーゴ・クレームの、船主・備船者間の責任分担を迅速かつ公平に決定する方法を規定しています。

国際P&Iグループは、備船契約が締結された時期に関わらず、また摂取されているアグリーメントが2011年アグリーメントか否かを問わず、全てのNYPE/Asbatime書式の備船契約またはこれらの備船契約のもとで同意された運送契約から生じるカーゴ・クレームについて、2011年アグリーメントが適用されることを推奨しています。

2011年アグリーメントがあらゆるNYPE/Asbatime書式の備船契約に適用・摂取されることを促進するべく、国際P&Iグループは以下の備船契約条項を起案しました。

#### カーゴ・クレーム

「船主・備船者間のカーゴ・クレームは、2011年アグリーメント、あるいはそれ以降の改訂・変更版に従って解決するものとする。なお、本条項は、本備船契約において、その他の条項あるいはNYPEのいかなる改訂・変更版よりも優先するものとする。」

2015年NYPE書式には、2011年アグリーメントの適用・使用を促進する趣旨の同様の条項が取り込まれており、同じく容認されております。

国際P&Iグループの全てのクラブが同様の回報を発行しています。

以上